

報告第 5 号

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率

令和 7 年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
15,905,127	—	—	6.3	46.5

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.71	17.71	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和 7 年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第 6 号

令和 7 年度新城市土地開発基金の運用状況

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 5 項の規定により、令和 7 年度新城市土地開発基金の運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 7 号

令和 7 年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 8 号

令和 7 年度有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 2 7 号）第 1 7 条の規定により、令和 7 年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 9 号

令和 7 年度新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 1 0 号

令和 7 年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算の報告

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 7 年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	鳳来総合支所 周辺整備事業	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			6	125,928,000	0	0	125,928,000	0	112,480,000	0	0	112,480,000	0	13,448,000	0	0	13,448,000	0
			7	94,512,000	0	0	94,512,000	0	104,474,100	0	0	104,474,100	0	△ 9,962,100	0	0	△ 9,962,100	0
			計	220,440,000	0	0	220,440,000	0	216,954,100	0	0	216,954,100	0	3,485,900	0	0	3,485,900	0
04 衛生費	02 清掃費	ク リ ー ン セ ン タ ー 整 備 事 業	6	25,520,000	0	22,900,000	0	2,620,000	0	0	0	0	25,520,000	0	22,900,000	0	2,620,000	
			7	38,280,000	0	34,400,000	0	3,880,000	61,600,000	0	55,300,000	0	6,300,000	△ 23,320,000	0	△ 20,900,000	0	△ 2,420,000
			計	63,800,000	0	57,300,000	0	6,500,000	61,600,000	0	55,300,000	0	6,300,000	2,200,000	0	2,000,000	0	200,000
08 土木費	04 都市計画費	空 家 等 対 策 推 進 事 業	6	15,224,000	4,339,000	0	0	10,885,000	8,840,000	3,305,000	0	0	5,535,000	6,384,000	1,034,000	0	0	5,350,000
			7	5,324,000	0	0	0	5,324,000	3,452,000	0	0	0	3,452,000	1,872,000	0	0	0	1,872,000
			計	20,548,000	4,339,000	0	0	16,209,000	12,292,000	3,305,000	0	0	8,987,000	8,256,000	1,034,000	0	0	7,222,000
10 教育費	04 社会教育費	地 域 文 化 広 場 改 修 事 業	6	71,808,000	0	64,600,000	0	7,208,000	0	0	0	0	71,808,000	0	64,600,000	0	7,208,000	
			7	77,792,000	0	70,000,000	0	7,792,000	135,300,000	0	121,700,000	0	13,600,000	△ 57,508,000	0	△ 51,700,000	0	△ 5,808,000
			計	149,600,000	0	134,600,000	0	15,000,000	135,300,000	0	121,700,000	0	13,600,000	14,300,000	0	12,900,000	0	1,400,000

第 107 号議案

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年新城市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新				旧			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
手当の種類		支給範囲		支給額		支給額	
滞納整理手当から病理検査手当までの項（略）				滞納整理手当から病理検査手当までの項（略）			
夜間看護等手当	（ア） 深夜 <u>（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）</u> に市民病院、助産所等に勤務し、看護業務に従事した医療職給料表（三）の適用を受ける職員又は看護業務の補助業務に従事した行政職給料表（二）の適用を受ける職員	深夜の全部	（略）	夜間看護等手当	（ア） 深夜に市民病院、助産所等に勤務し、看護業務に従事した医療職給料表（三）の適用を受ける職員又は看護業務の補助業務に従事した行政職給料表（二）の適用を受ける職員	深夜の全部	（略）
		4 時間以上	（略）			4 時間以上	（略）
		2 時間以上 4 時間未満	（略）			2 時間以上 4 時間未満	（略）
		2 時間未満	（略）			2 時間未満	（略）
	（イ） （略）		（略）	（イ） （略）		（略）	
医療待機手当の項（略）				医療待機手当の項（略）			
災害応急作業等 手当	（ア） 異常な自然現象により重大な災害が発生 <u>し、又は発生する</u> おそれ <u>が</u> ある現場で <u>巡回</u>	日額 <u>9 5 0</u> 円		災害応急作業等 当	（ア） 異常な自然現象により重大な災害が発生 <u>若しくは発生</u> のおそれ <u>の</u> ある現場で <u>巡</u>	日額 <u>7 1 0</u> 円	

	監視に従事した職員		回指導等に従事した職員	
	(イ) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員	日額 1,440円	(イ) 異常な自然現象により重大な災害が発生若しくは発生のおそれのある現場で応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員	日額 1,080円
	(ウ) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定（市長が別に定めるものに限る。）に基づく応援の要請を受けて行う消防業務又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての消防業務に従事した職員	日額 1,440円		
	(エ) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された新城市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業に従事した職員	日額 950円		
大型獣捕獲作業 等手当	(ア) 熊による被害が発生し、又は発生するおそれがある現場で巡回監視に従事した職員	日額 950円		
	(イ) 大型獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項に規定する被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣のうち大型獣に属する野生動物をいう。）の捕獲、殺	日額 1,440円		

	<u>傷、放獣又は追払いに関する作業に従事した職員</u>	
<u>備考</u>	〔新設〕 <u>1 同一の日において、災害応急作業等手当に係る支給範囲の区分の二以上に該当する場合、又は大型獣対応作業等手当に係る支給範囲の区分のいずれにも該当する場合の支給額は、最も額の高いいずれかの額（災害応急作業等手当に係る額が同額の場合は、そのいずれかの額）とする。</u> <u>2 大規模な災害として市長が定める災害に係る災害応急作業等手当の支給額は、この表の規定にかかわらず、日額 1, 4 4 0 円とする。</u> <u>3 市長が著しく危険と認める区域に係る災害応急作業等手当（支給範囲（エ）を除く。）の支給額は、支給範囲の区分に応じ、それぞれ定める額の 2 倍の額とする。</u> <u>4 前項に該当する場合を除き、日没時から日出時までの間に係る災害応急作業等手当（支給範囲（ア）又は（イ）に限る。）又は大型獣捕獲等手当の支給額及び深夜に係る災害応急作業等手当（支給範囲（エ）に限る。）の支給額は、支給範囲の区分に応じ、それぞれ定める額の 1. 5 倍の額とする。</u>	

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新城市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- （特殊勤務手当の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、災害応急作業等手当の額を改定する等のため必要があるからである。

第108号議案

新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（液体燃料を使用する器具） 第18条 （略） 2 （略） <u>3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u> （固体燃料を使用する器具） 第19条 （略） 2 （略） <u>3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u> （気体燃料を使用する器具） 第20条 （略） 2 （略） <u>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>	（液体燃料を使用する器具） 第18条 （略） 2 （略） 〔新設〕 （固体燃料を使用する器具） 第19条 （略） 2 （略） 〔新設〕 （気体燃料を使用する器具） 第20条 （略） 2 （略） 〔新設〕

(電気を熱源とする器具)	(電気を熱源とする器具)
第 2 1 条 (略)	第 2 1 条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 1 8 条第 3 項の規定を準用する。</u>	[新設]

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等に関する規定を整備するため必要があるからである。

第109号議案

新城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

新城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新城市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年新城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第<u>18</u>条の3第1項第<u>6</u>号に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則第<u>18</u>条の3第1項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 施行規則第<u>18</u>条の3第1項第<u>7</u>号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づ	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第<u>19</u>条第1項第<u>1</u>号<u>へ</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則第<u>21</u>条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 施行規則第<u>19</u>条第1項第<u>1</u>号<u>上</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく

く申請をすることができる。

2 (略)

申請をすることができる。

2 (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 1 1 0 号議案

新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（多量の一般廃棄物） 第 2 2 条 市長は、法第 6 条の 2 第 <u>7</u> 項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。 2 （略）	（多量の一般廃棄物） 第 2 2 条 市長は、法第 6 条の 2 第 <u>5</u> 項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 1 1 1 号議案

令和 8 年度新城市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度新城市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 2 号議案

令和 8 年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 3 号議案

令和 8 年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 4 号議案

令和 8 年度新城市東郷財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度新城市東郷財産区特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 5 号議案

令和 8 年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める
ものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 6 号議案

令和 7 年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 7 号議案

令和 7 年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 8 号議案

令和 7 年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 9 号議案

令和 7 年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 0 号議案

令和 7 年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 1 号議案

令和 7 年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 2 号議案

令和 7 年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 3 号議案

令和 7 年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 4 号議案

令和 7 年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 5 号議案

令和 7 年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 6 号議案

令和 7 年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 7 号議案

令和 7 年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 8 号議案

令和 7 年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 9 号議案

令和 7 年度新城市一鍬田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市一鍬田財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 0 号議案

令和 7 年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 1 号議案

令和 7 年度新城市大野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市大野財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 2 号議案

令和 7 年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市川合池場財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 3 号議案

令和 7 年度新城市海老財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市海老財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 4 号議案

令和 7 年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市山吉田財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 5 号議案

令和 7 年度新城市作手財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度新城市作手財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 6 号議案

令和 7 年度新城市病院事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度新城市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 7 号議案

令和 7 年度新城市水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度新城市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 8 号議案

令和 7 年度新城市工業用水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度新城市工業用水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 9 号議案

令和 7 年度新城市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度新城市下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 4 0 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	生 田 智 美	

理 由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 1 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	小 山 嘉 之	

理 由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 2 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	高 橋 豪	

理 由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 3 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、
次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	犬 塚 孝 好	

理 由

この案を提出するのは、令和 8 年 1 0 月 2 9 日をもって任期満了となる農業委員会
委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 4 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、
次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	河 合 司	

理 由

この案を提出するのは、令和 8 年 1 0 月 2 9 日をもって任期満了となる農業委員会
委員がいるため必要があるからである。

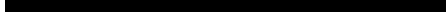
第 1 4 5 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
 	小 泉 金 史	

理 由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 6 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和２６年法律第８８号)第８条第１項の規定により、次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	佐 宗 勝 美	

理由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 7 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、
次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
■	菅 谷 進	■

理 由

この案を提出するのは、令和 8 年 1 0 月 2 9 日をもって任期満了となる農業委員会
委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 8 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、
次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
■	豊 田 比呂子	■

理 由

この案を提出するのは、令和 8 年 1 0 月 2 9 日をもって任期満了となる農業委員会
委員がいるため必要があるからである。

第 1 4 9 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、
次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	野 澤 一 士	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 150 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、
次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
■	波田野 とよみ	■

理 由

この案を提出するのは、令和8年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 5 1 号議案

新城市農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、次の者を新城市農業委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	古田忍	[REDACTED]

理 由

この案を提出するのは、令和８年１０月２９日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 5 2 号議案

新城市固定資産評価審査委員会委員の選任

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、次の者を
新城市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	河 邊 伸 泰	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和８年１１月２８日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員がいるため必要があるからである。

第 153 号議案

新城市固定資産評価審査委員会委員の選任

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を
新城市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	中 島 豊 司	

理 由

この案を提出するのは、令和 8 年 11 月 28 日をもって任期満了となる固定資産評
価審査委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 5 4 号議案

新城市固定資産評価審査委員会委員の選任

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、次の者を
新城市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	乙 部 享 祐	

理 由

この案を提出するのは、令和８年１１月２８日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 5 5 号議案

新城市教育委員会委員の任命

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、次の者を新城市教育委員会委員に任命することについて議会の同意を求める。

令和8年9月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	伊 藤 雅 朗	

理 由

この案を提出するのは、令和８年１１月２８日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。

第 156 号議案

市道の路線認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を認定することについて議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

新城市長 下 江 洋 行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	黒坂線	新城市石田字黒坂 1 番 7 地先	
		新城市石田字黒坂 1 番 6 地先	

理 由

この案を提出するのは、狭あい道路整備等推進事業に伴う路線の再編により、市道に認定するため必要があるからである。